

業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度佐賀県吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業（プロモーション等）業務委託

2 目的

佐賀県の大切な財産であり、国の特別史跡でもある「吉野ヶ里遺跡」が所在する「吉野ヶ里歴史公園」は、117ヘクタールの広さを有し、年間約70万人の来園者がある。

本公園の西口エリア利用者は遊具利用、東口エリア利用者は吉野ヶ里遺跡見学が目的であり、園内の滞在時間も2時間程度が主で、園内の周遊は十分ではなく、園外周辺エリアへの周遊も少ない。

さらに、本公園は本県を代表する観光スポットがあるにも関わらず、佐賀県観光客動態調査（R4）によると、ほとんどが日帰り観光客であり、観光消費額は、県平均4,082円に対し、神崎市456円、吉野ヶ里町1,166円と県の中でも低い状況にある。

これらの課題を解決すべく、現在、官民連携事業により県営エリアにおいて、交流拠点施設やキャンプフィールド等の整備を進めており、令和7年度末に開業を予定している。

本事業は、吉野ヶ里遺跡の持つ価値を高め、広げ、後世につないでいく（「歴史ファースト」）ことが第一議である。本事業では、新たな交流拠点施設の開業にあわせ、佐賀県、神崎市、吉野ヶ里町が、佐賀県吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業協議会（以下「協議会」という。）を設立し、新たな施設の概要やサービス内容等をはじめ、吉野ヶ里遺跡のすばらしさやエリアにある魅力的な観光スポット等で体験できる「コト」、コラボ商品等について、ターゲット層に効果的に訴求するプロモーションを実施することにより、来園につなげ、吉野ヶ里遺跡への理解を促し、かつ、園内や園外への周遊を促進して地域活性化を図ることを目的としている。

- ※ターゲット層：（1）佐賀県、福岡県在住の30～40代女性（家族連れ含む）
（2）キャンプ愛好家

3 委託業務内容

（1）委託事業の概要

上記目的を達成するため、次の業務を実施する。

また、本事業にあたっては官民連携事業管理運営者である株式会社スノーピークとも十分に調整すること。

（2）業務内容の詳細

① 国内に向けたプロモーションの実施

以下のうち（ア）は必須とし、（イ）～（ウ）に例示している以外でも上記目的を達するために効果が認められるものがあれば提案すること。

（ア） 佐賀新聞等への記事掲載（令和8年2月頃掲載、片一面全面程度）

※令和7年9月12日に現地確認と室内対談を計画しており、当日の写真・動画の撮影、記事おこしへの対応等を含むものとする。

（イ） SNS及び動画サイト（InstagramやYouTube、TVerなど）等を活用した情報発信

（ウ） リーフレット・折込チラシ（電子版・紙媒体）等を活用した情報発信

② 情報発信コンテンツの制作

①のプロモーションに必要な、新たな交流拠点施設、吉野ヶ里遺跡、周辺地域（神崎市・吉野ヶ里町）の魅力を伝えるコンテンツ（静止画、動画、リーフレット等）を制作する。

（ア）映像コンテンツ等の制作

- ・ SNS広告等に使用するショート動画（15 秒程度）やイベント等で活用するプロモーション動画（1 分程度）を制作する。
- ・ 動画等素材は、県が提供するもの及び新たに撮影したものを使用すること。
- ・ 用途に応じて、BGMやテロップ等の挿入などを行うこと。また、訴求効果が見込まれる場合は、人物起用及びナレーションの有無についても提案を行うこと。

（イ）リーフレット・折込チラシの制作

- ・ デザイン、取材、ライティング、印刷等のリーフレット等の制作に必要な全ての作業を実施すること。なお、掲載写真は新規に撮影することとし、一部の施設パース図等は、県が提供するものを使用すること。

③ メディアツアーの企画・運営（東京・福岡・佐賀などのメディア）

- ・ 2026年3月中旬～下旬にかけて、開業タイミングを鑑みて企画、実施すること。
- ・ メディアを十分に集めるプレスリリースを行うこと。（素材提供含む）

④ 地元特産品の PR に関する企画・開発サポート

- ・ 神崎市及び吉野ヶ里町の特産品とスノーピークがコラボ予定の商品開発のサポート
- ・ 地元特産品の新拠点での効果的なプロモーションを目的とした複数の体験企画

※新拠点開業年度、企画した体験の年間スケジュールの調整、策定まで。（実施は次年度、スノーピーク運営を想定）

※地元特産品体験の例（これに限らない）

- ・ 尾崎人形/絵付けワークショップ
- ・ 神埼そうめん/そうめん流しイベント
- ・ 脊振ジビエ/試食
- ・ クラフトビール/ビアガーデンイベント など

⑤ その他コラボ商品に関するプロモーションの実施

- ① と併せて、地元事業者とスノーピークが開発しているコラボ商品に関して、効果的なプロモーションを実施すること。

4 委託業務の完了等に関する報告

（1）報告書の提出

プロモーション実績、制作データ、その他特記事項等を記した完了報告書を作成し、委託業務完了後速やかに提出すること。

その他、協議会は事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。

(2) 報告書に添付する成果物

報告に当たっては以下の成果物を添付すること。

- ア プロモーション用の各種動画データ及び解説、各種SNS広告媒体からのアクセスログ解析資料
- イ 各種広報物データと掲載・配布実績資料
- ウ 次年度以降に効果的なイベント内容及び広報手段の提案

(3) 報告期限

令和8年3月27日までとする。

5 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

6 代金の支払い方法

完了払

7 委託上限額

14,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

8 留意事項

- (1) 委託業務内容については、協議会と受託者として協議を行い、決定する。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、協議会からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (4) 本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は協議会に帰属するものとする。ただし、著作者人格権の行使を妨げるものではない。
- (6) 成果物は、協議会が自由に二次使用できるものとする（①著作権法第20条の規定による著作者の意に反した変更、切除、その他の改変を受けていないものに限る／②トリミング等加工（改変）を加えない状態のものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物（素材を含む）を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を協議会に提出すること。
- (7) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類（本事業の効果検証を含む）を提出すること。
- (8) 提案された企画・内容等については、契約締結後に受託者と協議の上、変更を加えることがある。
- (9) 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策については、別紙1及び別紙2の内容によること。
- (10) 本仕様書に定めのないものについては、適宜、発注者と協議を行い、その決定に従うものとする。

9 問い合わせ先

佐賀県吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業協議会事務局（佐賀県政策部内）

住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

電話：0952-25-7360 FAX：0952-25-7496

メール：sagaseisaku@pref.saga.lg.jp